

こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が必要です！

一 こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を 一

Q1 どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性がある」と評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね1か月に1度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合には、躊躇なく、ただちに市町村等に連絡してください。

Q2 Q1の場合以外にこどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれが感じられるときは？

Q1の場合以外でも、虐待のおそれや気になる様子が見られる場合は、躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所へ相談してください。

→ 詳しくは2枚目を参照！

Q3 個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

〇〇市役所児童福祉課：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

× × 児童相談所：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。

～こども・子育て家庭の見守り時注意ポイント～

これらは全て、**児童虐待対策の専門家や児童虐待事案に対処してきた自治体職員等が「特に気を付けるべき」としている**ポイントです。

これに限らず、**日常的な関わりの中で気になる様子や状況に気づいたときは、市町村や児童相談所に相談**するようにしましょう。

<こどもの様子>

- ・ 表情が乏しく、受け答えが少ない
- ・ 落ち着きがなく、過度に乱暴
- ・ 担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- ・ 保護者の顔をうかがう
- ・ 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
- ・ からだや衣服の不潔感（髪を洗っていない汚れ・匂い・垢の付着、爪が伸びている等）
- ・ 虫歯の治療が行われていない
- ・ 食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- ・ 理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- ・ 連絡のない欠席を繰り返す
- ・ なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない

<保護者、家族の様子>

- ・ 発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- ・ かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- ・ こどもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- ・ こどもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- ・ きょうだいに対しての差別的な言動、特定のこどもに対して拒否的な態度をとる
- ・ ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- ・ 長期にわたる欠席があってもこどもに会わせようとしない
- ・ 行事に参加しない、連絡を取ることが難しい

こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が重要です！

— こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を —

Q1 どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性がある」と評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね1か月に1度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合には、躊躇なく、ただちに市町村等に連絡してください。

Q2 Q1の場合以外にこどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれが感じられるときは？

Q1の場合以外でも、**虐待のおそれや気になる様子が見られる場合は、躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所へ相談してください。**

→ 詳しくは2枚目を参照！

Q3 個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

〇〇市役所児童福祉課：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

××児童相談所：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。

公立小中学校以外の学校の場合は、連絡先は子どもの居住地の市町村等になります。

公立の小中学校に送付する際は、当該市町村の児童福祉主管部局において担当課及び管轄の児童相談所の連絡先を明記の上、市町村教育委員会に周知媒体を送付してください。